かもな園短期入所生活介護事業所　重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
徳島県指定　第３６７０１０００３５号

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

〔目　次〕

1. 施設経営法人……1
2. ご利用施設……1
3. 居室の概要……2
4. 職員の配置状況……3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金……3
6. 苦情の受付について……6
7. 個人情報保護法について……7

１．施設経営法人

（１）法人名　　社会福祉法人　さわらび会
（２）法人所在地　　徳島県徳島市名東町二丁目４５４番地
（３）電話番号　　０８８－６３３―６５６５
（４）代表者氏名　　理事長 川内 元徳
（５）設立年月日　　平成１０年４月１日

２．ご利用施設

（１）施設の種類　　指定介護老人福祉施設・平成１２年４月１日指定
（２）施設の目的　　利用者個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とします。

（３）施設の名称　　かもな園短期入所生活介護事業所
（４）施設の所在地　徳島県徳島市名東町二丁目４５４番地
（５）電話番号　　０８８－６３３―６５６５
（６）施設長（管理者）氏名　　川内 元徳

（7）当施設の運営方針

１．人権を尊重し、利用者が自己尊厳を保ちつつ、自立したその人らしい生活を支援いたします

２．医療と連携を図り、専門的、科学的な知識・技術に基づいた家庭的な真心サービスを提供できるよう研鑽に努めます。

３．事業経営の透明性の確保を図り、地域における福祉ネットワーク作りに参加し、地域福祉の推進に努めます。

（8）開設年月日　　平成１２年４月１日

（9）入所定員　　２０人

３．居室の概要

（1）居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1 人部屋）	２０室	従来型個室
食堂	２室	
機能訓練室	１室	平行棒、肋木、舵輪訓練機、ステップ台、ストレッチボード、メドマー等
浴室	２室	一般浴室・特殊浴室
医務室	１室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には､ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

４．職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
施設長（管理者）	１名(兼務)	１名(兼務可)
介護職員	２１名以上	看護職員と合わせて利用者 3 人に対し１名以上
生活相談員	１名	１名
看護職員	3 名以上	３名
機能訓練指導員	１名	１名
医師	嘱託医１名	必要数
管理栄養士	１名	１名

※特別養護老人ホーム併設のため兼務職員となっています。

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

（例）週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では、1 名（8 時間×5 名÷40 時間＝1 名）となります。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤　務　体　制
医師	土曜日　１４：００～１６：００
介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出　７：００～１５：３０　２名 日勤　８：００～１６：３０　１名 ８：３０～１７：００　１名 ９：３０～１８：００　１名 遅出　１０：００～１８：３０　３名 １１：３０～２０：００　２名 準夜　１５：３０～００：００　２名 深夜　０：００～０８：３０　２名 夜間　１８：００～０９：３０　２名
看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出　７：００～１５：３０　１名 日勤　８：００～１６：３０　１名 遅出　１１：００～１９：３０　１名
機能訓練指導員	週５日　９：００～１８：００

５．当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。
当施設が提供するサービスについて、

（１）利用料金が介護保険から給付される場合
（２）利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。
（１）当施設が提供する基準介護サービス
以下のサービスについては、居住費、食費を除き負担割合に応じた額が介護保険から給付されます。
<サービスの概要>
① 居室の提供
従来型個室

②食事
当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
（食事時間）朝食：７：３０～　昼食：１２：００～　夕食：１７：００～
状況、希望に応じ時間を変更することも可能です。
③入浴
入浴又は清拭は希望に沿い行います。
寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
④排泄
排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
⑤機能訓練
機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
⑥健康管理
医師や看護職員が、健康管理を行います。
⑦その他自立への支援
・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

⑧利用料金について

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

当施設の居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方（市長村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、ショートステイの居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

令和８年８月１日から（日額）

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">対象者</td><td rowspan="2">区分</td><td>居住費（居住の種類により異なります)</td><td rowspan="2">食費</td></tr>
<tr><td>従来型個室</td></tr>
<tr><td colspan="2">生活保護受給者</td><td rowspan="2">利用者負担段階１</td><td rowspan="2">380 円</td><td rowspan="2">300 円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">市町村民税非課税世帯全員が</td><td>老齢福祉年金受給者</td></tr>
<tr><td>課税年金・非課税年金収入額と合計所得金額の合計が 82.65 万円以下の方</td><td>利用者負担段階２</td><td>480 円</td><td>600 円</td></tr>
<tr><td>課税年金・非課税年金収入額と合計所得金額の合計が 82.65 万を超え 120 万円以下の方</td><td>利用者負担段階３①</td><td>880 円</td><td>1,030 円</td></tr>
<tr><td>課税年金・非課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円以上の方</td><td>利用者負担段階３②</td><td>980 円</td><td>1,360 円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">上記のいずれにも該当しない方</td><td rowspan="2">利用者負担段階４</td><td colspan="2">施設との契約により設定されます。なお、所得の低い方に補足的な給付を行う場合に基準となる平均的な費用額は次のとおりです。</td></tr>
<tr><td>1,231 円</td><td>1,545 円</td></tr>
</table>

（２）以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。
<サービスの概要と利用料金>
①特別な食事（酒を含みます。）
ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。
利用料金：要した費用の実費
②理髪・美容
［理髪サービス］
月に１回、理容師・美容師の出張による理髪・美容サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。
利用料金：調髪１５００円・顔剃５００円
③貴重品の管理
ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。
〇お預かりするもの：預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書
〇保管管理者：施設長
④レクリエーション、クラブ活動
ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。
利用料金：材料代等の実費をいただきます。
⑤複写物の交付等
ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には交付いたします。
看護、介護に関する記録については、短期入所利用表に記載し利用終了時に交付いたします。
⑥日常生活上必要となる諸費用実費
日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。
おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。
⑦電気料金
持ち込みの電気製品 1 製品、居室内テレビ設置 1 台につき 1 日 50 円を電気料金としていただきます。

（３）利用料金のお支払い方法

前記（１）、（２）の料金・費用は、原則として指定する金融機関での口座振替とさせていただきます。口座振替が困難な場合は、その他のお支払いも考慮いたしますのでご相談下さい。利用料の支払いは、１か月ごとに計算し、翌月１０日にご請求します。

【ご利用請求書の締め日及び金融機関からの振替日】

締日　：月末締

振替日：翌月２５日振替（２５日が金融機関の休日の際は翌営業日）

６．苦情・相談の受付について

（１）当施設における苦情・相談の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情・相談受付窓口

かもな園短期入所生活介護

０８８－６３３－６５６５

○苦情・相談受付担当者

［生活相談員］　三橋　英城　　都川　文彰

○苦情・相談受付責任者

［施設長］　　川内　元徳

○受付時間　　毎日 24 時間体制

また、苦情受付ボックスを事務所前に設置しています。

（２）行政機関その他苦情受付機関

徳島市役所介護ながいき課	所在地　徳島市幸町２丁目５番地 電話番号　０８８－６２１－５１７６
国民健康保険団体連合会	所在地　徳島市川内町平石若松７８の１ 電話番号　０８８－６６５－７２０５
徳島県社会福祉協議会	所在地　徳島市中昭和町１丁目２番地 電話番号　０８８－６５４－４４６１

７．虐待・相談の受付について

（１）当施設における虐待・相談の受付

当施設における虐待のご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○虐待・相談受付窓口

特別養護老人ホームかもな園

０８８－６３３－６５６５

○虐待・相談受付担当者

［生活相談員］　三橋　英城　　都川　文彰

○虐待・相談受付責任者

［施設長］　　川内　元徳

○受付時間　　毎日 24 時間体制

（２）行政機関その他、虐待相談受付機関

徳島市役所 健康長寿課	所在地　　徳島市幸町 2 丁目 5 番地 電話番号　０８８－６２１－５５７４
徳島市地域包括支援センター	所在地　　徳島市幸町３丁目７７番地 電話番号　０８８－６２４－７７７５

8. 個人情報保護法について

（１）当施設における窓口

当施設における個人情報についてのご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○個人情報受付窓口

特別養護老人ホームかもな園

０８８－６３３－６５６５

※詳しくは、付属文書参照

＜重要事項説明書付属文書＞

１．施設の概要

（１）建物の構造　　鉄骨鉄筋コンクリート造　地上３階

（２）建物の延べ床面積　　４７１２．８６㎡

２．職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

３名の利用者に対して１名以上の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

１名の生活相談員を配置しています。

看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

３名以上の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

１名の機能訓練指導員を配置しています。

介護支援専門員…ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

１名(兼務)の介護支援専門員を配置しています。

医　師…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

１名の嘱託医を配置しています。

３．サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

①ご契約者の生命、身体、財産の安全･確保に配慮します。
②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、５年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

４．施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（１）持ち込みの制限

入所にあたり、事前に持ち込むものの確認をさせていただきます。

（２）食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、「食事に係る自己負担額」は減免されます。

（３）施設・設備の使用上の注意

〇居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
〇故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
〇ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
〇当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

５．損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

６．個人情報の利用目的について

事業者は、当事業所をご利用頂いている方の個人情報について、適用される法令等を遵守し、事業者の個人情報規程に則り、正確性・機密性・安全性に努めています。

なおあらかじめ契約者の同意を得ないで、必要範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

介護の提供に必要な利用目的	
事業所内での利用	・介護サービスの利用者等に提供する介護サービス ・介護保険事務 ･介護サービスの利用者にかかわる事業者等の管理運営業務のうち 入退所等の管理 会計・経理 事故等の報告 当該利用者の介護サービスの向上 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料 実習への協力 事例研究
他事業所等への情報提供が伴う場合	･当該事業者等の利用者等に提供する介護サービスのうち 当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等との連携、照会への回答 その他の業務委託 家族等への心身の状況説明 診療等にあたり､外部の医師の意見や助言を求める場合 ・介護保険事務のうち 保険事務の委託 審査支払機関へのレセプトの提出 審査支払機関または保険者からの照会への回答 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等
その他	・法令に基づく場合 ・国等が実施する、統計調査等に協力する場合